



様式第16号（第12条関係）

令和8年5月1日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1
団体の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 芳重 博文
電話番号 0875-73-3410

地域内分権推進交付金実績報告書

令和7年4月1日付け三政地第1号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 10,964,000円

- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和7年度の事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

団体名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

所在地 三豊市高瀬町下勝間2347-1

電話番号 (0875) 73-3410

1 事業の成果

【本部事業について】

本部事業では、まちづくり推進隊の活動拠点である「まちステ（まちづくりステーションたかせ）」を活用し、不定期ではあるものの、地域交流を目的としたワークショップを開催しました。また、毎月1回、月替わりで販売している「おはぎ」や「赤飯」「ばら寿司」は大変好評を得ました。

あわせて、三豊市内外の各種イベントへ積極的に出店し、地産地消の取り組みとして、高瀬町産の筍を使用した「たけのご飯」や「筍の天ぷら」を販売し、多くの方にご購入いただきました。

さらに、バタフライピーを活用したオリジナルハーブティーの栽培・製造を継続して行いました。ハーブティーに加え、バタフライピーを使用した琥珀糖などの加工品も好評を得ており、県外への販路拡大にも注力するなど、地域の魅力発信に努めました。

【自主事業について】

里山愛好会では、高瀬町および隣接地域の里山を中心に、定期的に登山道の整備活動を実施し、登山者が安全に山を楽しめる環境づくりに努めています。また、昨年開拓した「讃岐五連山」において登山企画を実施し、多くの方にご参加いただきました。

蛍の里づくり事業では、地域の小学校と連携し、自然環境に関する学習や蛍の幼虫の育成に取り組みました。6月には「蛍と灯りのコラボレーション」を開催し、三豊市内外から多くの来場者を迎え、地域の自然の魅力を広く発信することができました。

爺神山創生事業では、地域住民と協力し、登山道や頂上周辺の雑木の伐採を行うなど、自然環境の保全に努めました。

国市池を守る会、たかせ夏まつり、高瀬茶発祥の地再生、竹林再生の各事業においても、それぞれの特性を生かした活動を展開することができました。

各自主事業は、魅力と活力あふれる「高瀬町」の実現に向けて推進しています。今後も、より多くの地域住民の皆さまに活動を知っていただくとともに、参加の輪を広げていくことを目指します。引き続き、地域に親しまれる団体として、さらなる発展に努めてまいります。

2 個別事業報告書

移譲業務 1

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業目的	交通事故ゼロを目指すことを目的とします。		
事業内容	交差点における交通安全の立しょうを行った。		
実施日時	4/10(木) 7:30~8:30 7/7(月) 中止 9/30(火) 17:00~18:00		
実施場所	高瀬町新名交差点	従事人数	2人
		受益者数	不特定多数
受益者	高瀬町住民・通行人・ドライバー	次年度以降の実施予定	継続 (廃止)
本事業の評価	安全運転に気を付けるようにアピールすることができた。		
決算額	収入額	11,336円	支出額 11,336円
	内訳 受取交付金	11,336円	内訳 食糧費(お茶代) 11,336円

移譲業務 2

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局		
事業目的	地区衛生組織相互の緊密な連携のもとに、市民の保健衛生と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とします。		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会の開催、役員会、視察研修、町をきれいにする運動等)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町	従事人数	3人
		受益者数	143人
受益者	高瀬町住民	次年度以降の実施予定	継続・(廃止)
本事業の評価	4/20総会・第1回役員会 6/26第2回理事会 9/9不法投棄ポスター優秀作品選出 10/15視察研修 2/1第55回「町をきれいにする運動」 3/23第3回理事会		
決算額	収入額	—円	支出額 —円
	内訳 受取交付金	—円	内訳 —円
※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部(別会計)として事業を実施			

移譲業務 3

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局		
事業目的	自治会間の連絡を密にし、相互に協調し、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とします。		
事業内容	三豊市自治会連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会開催、役員会、視察研修、広報配布)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町	従事人数	3人
		受益者数	140人
受益者	高瀬町住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
本事業の評価	4/20総会・第1回役員会 5/15第2回理事会 8/31視察研修 2/15防災研修 3/25第3回理事会		
決算額	収入額	700,000円	支出額 700,000円
	内訳 受取交付金	700,000円	内訳 支払助成金 700,000円
	※三豊市自治会連合会高瀬支部(別会計)として事業を実施		

(2) まちづくり事業

本部事業 1

事業名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会		
事業目的	運営方法などを一般会員と決議する。		
事業内容	昨年度の事業報告と決算を確認する。また、新しい年度の組織や事業計画・予算について検討や確認を行った。		
実施日時	4/25		
実施場所	高瀬町	従事人数	3人
		受益者数	70人
受益者	まちづくり推進隊高瀬一般会員	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止
本事業の評価	令和7年度の自主事業目標などが話し合われた。		
決算額	収入額	2,970円	支出額 2,970円
	内訳 受取交付金	2,970円	内訳 通信運搬費 2,970円

事業名	視察研修			
事業目的	まちづくり活動の参考にし、自主事業の新たな発展に役立てるようになる。会員相互が親睦を深め活発に活動する環境づくりを行う。			
事業内容	<p>9/23 四万十町の地域おこし協力隊（支出：182,686円） 参加者 まちづくり会員28名（受取負担金：96,500円）</p> <p>11/29 令和7年度NPOマネジメント講座第1回 「1分で心をつかむ！NPOのためのプレゼン講座」 参加者 豊島夕起子。香川円佳（支出なし）</p> <p>1/17 令和7年度NPOマネジメント講座第3回 「5年後に焦らないために！NPOの世代交代と解散」 参加者 豊島夕起子（支出なし）</p> <p>2/28 まちづくり研修（まちづくり推進隊託問と合同） 「みんなの力でつくるみらい」藤岡喜美子先生 参加者 豊島夕起子、宮崎史郎</p>			
実施日時	9/23 11/29 1/17 2/28			
実施場所	高知県四万十市 丸亀市 高松市 詫間町	従事人数	3人	
		受益者数	32人	
受益者	まちづくり推進隊高瀬会員	次年度以降の実施予定	継続 <u>廃止</u>	
本事業の評価	地域住民の多様なつながりを促進し、まちづくり活動を活性化するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的として、事業を継続します。			
決算額	収入額	182,686円	支出額	182,686円
	内訳 受取交付金	86,186円	内訳 諸謝金	1,782円
	受取負担金	96,500円	旅費交通費	4,670円
			会議費	1,749円
			通信運搬費	13,235円
			租税公課費	4,950円
			賃借料	156,300円

事業名	まちおこし事業					
事業目的	自主事業でカバーできない分野の活動をする。事業収益を行う。					
事業内容	まちステマルシェ：不定期で開催 出張マルシェ：桜マルシェ・にこにこ市・蛍と灯りのコラボイベント たくまるしえ・麻地区盆踊り・勝間地区慰安の夕べ・たかせ夏まつり 勝間地区文化祭・麻地区文化祭・遊びの缶詰・ハンドメイドマルシェ ふれあいマーケット・どんと恋まつり・みどり会・トモニマルシェ 宝さがしマルシェ・野菜たちのひなまつり 委託販売先：良心市・心泉市・トモニ市場 おはぎ、赤飯、ばら寿司販売：毎月3回火曜日に実施 ワークショップ：12/27 さつまいも：7/6～11/23 芋さし準備、収穫体験 バタフライピー：5/6～10/30 苗植え、花摘み、乾燥、ハーブ茶作り 琥珀糖作り					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市内外	従事人数	22人			
		受益者数	不特定多数			
受益者	高瀬町内外住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止			
本事業の評価	マルシェ出店や地域行事への参加を重ね、地域住民の方々との交流を深めました。今後も、地域住民との交流を軸とした事業を継続します。					
決算額	収入額	2,436,045円	支出額	2,188,635円		
	内訳	受取交付金	0円	内訳	諸謝金	437,000円
		事業収入	2,216,207円		旅費交通費	304,061円
		前年度繰越金	219,838円		会議費	6,589円
					消耗品費	126,476円
	R7年度収入	2,436,045円			消耗備品費	13,764円
	R7年度支出	2,188,635円			車両燃料費	8,660円
	R8年度繰越	247,410円			食糧費	9,696円
					印刷製本費	14,436円
	R7年度事業収入	2,216,207円			水道光熱費	147,541円
	R7年度事業支出	2,188,635円			通信運搬費	100,206円
	R7年度事業収益	27,572円			支払手数料	43,600円
					業務委託費	17,463円
	R7年度事業収益	27,572円			賃借料	60,000円
	R6年度繰越金	219,838円			リース料	71,280円
	R8年度繰越金	247,410円			原材料費	756,263円
					租税公課費	71,600円

自主事業 1

事業名	男女共同参画			
事業目的	三豊市男女共同参画推進条例に沿って、会員及び市民がこの町で誰一人取り残される事なく、一人ひとりが自分らしく輝く男女共同参画社会の実現に向けて参画する。			
事業内容	男女共同参画社会構築に向けての啓発に寄与する為の生涯教育の継続			
実施日時	諸事情により講演会開催中止			
実施場所	高瀬町内	従事人数	20人	
		受益者数	0人	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
本事業の評価	男女共同参画社会を啓発する為に必要な事業です。			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

自主事業 2

事業名	里山愛好会			
事業目的	高瀬町及び隣接の里山を中心に定期的に登山道、標識の整備を行い登山者が安全で安心して登れるように整備を行う。併せて地域の子供達や登山愛好者の登山の支援やガイド事業も実施する。又まちづくり推進隊の他の事業にも協力して地域の住みよい環境づくりの為幅広いボランティア活動に取り組む。			
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1、高瀬町及び隣接の里山の登山道の草刈り、倒木の伐採等の定期的な整備活動。 2、登山道の案内標識の整備、保全活動。 3、急坂箇所の調査、トラロープの設置活動。 4、登山道の危険な箇所の部分的な付け替え事業。 5、登山イベントの立案、宣伝、実施。 6、他のまちづくり推進隊の事業との応援、協力活動。 7、地域の幼稚園、小学校と協力して登山計画の作成、実施で登山の楽しさを広める。 8、県内の他の登山道整備活動グループとの交流。 			
実施日時	通年			
実施場所	高瀬町内の里山	従事人数	33人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
本事業の評価	里山の環境保全通じて地域住民等と繋がる事ができる重要な事業である。			
決算額	収入額	300,944円	支出額	300,944円
	内訳 受取交付金	241,244円	内訳 諸謝金	152,500円
	事業収益	59,700円	会議費	11,340円
			消耗品費	77,284円
			印刷製本費	3,400円
			業務委託費	4,540円
			保険料	38,060円
			原材料費	3,820円
			賃借料	10,000円

自主事業 3

事業名	国市池を美しくする会			
事業目的	国市池の美しい景観と環境保全を良くするために、池周辺の草刈、ゴミ拾い、土手への植栽、雑木伐採、野鳥の保護、人と自然との共生に取り組んでおります。			
事業内容	池周辺の草刈り、焼却、ゴミ拾い、土手や道路周辺の田んぼへの植栽、雑木採、野鳥保護等。比地小学校の4年生の地域の学習。			
実施日時	通年			
実施場所	国市池周辺	従事人数	15人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
本事業の評価	この活動により、国市池周辺の景観が良くなり地域住民や国市池を利用する学生などには必要な事業です。			
決算額	収入額	70,254円	支出額	70,254円
	内訳 受取交付金	70,254円	内訳 諸謝金	8,000円
			消耗品費	62,254円

自主事業 4

事業名	蛍の里づくり			
事業目的	自然環境を中心とした活動を通して、地域と自然を結ぶ活動をしています。			
事業内容	地域の小学校への出前授業やホタルの幼虫を放流したり、ホタルの飛ぶ季節には高瀬町内の竹を使用した竹灯りとのコラボレーション「ホタルまつり」を開催し、たくさんの方にご来場いただきました。			
実施日時	5/10~6/1 6/10 6/22 8/24 10/24 3/9			
実施場所	高瀬川上流 麻小学校、二ノ宮小学校	従事人数	15人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民、小学生	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
本事業の評価	蛍の幼虫の放流、環境授業など地域の子供たちに身近な自然の大切さを伝えるられる事業です。			
決算額	収入額	202,802円	支出額	202,802円
	内訳 受取交付金	97,102円	内訳 諸謝金	53,500円
	事業収益	105,700円	旅費交通費	3,600円
			会議費	3,286円
			消耗品費	46,006円
			印刷製本費	4,819円
			水道光熱費	19,250円
			業務委託費	58,300円
			リース料	8,800円
			原材料費	5,241円

自主事業 5

事業名	パートナーを探せ！おせっかい隊		
事業目的	結婚ができていない若者が多いため、出会いの場を提供する。		
事業内容	今年度は多数のイベント企画を検討・立案しましたが、諸般の事情により実施には至りませんでした。		
実施日時	諸事情により中止		
実施場所		従事人数	4人
		受益者数	人
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	今年度は出会いの場の提供には至りませんでした。次年度においては、対象を限定しない多様な参加型イベントの企画・実施が期待される事業です。		
決算額	収入額	円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 円
	受取負担金	円	会議費 円

自主事業 6

事業名	爺神山創生		
事業目的	讃岐7富士の1つである爺神山を地域の里山にするべく、爺神山の周遊道路、ミニ四国88ヶ所、登山道、頂上を整備して景観、環境保全に努めることを目的とする。		
事業内容	爺神山の周遊道路周辺やミニ四国88ヶ所、登山道、頂上辺の雑木採、草刈、ゴミ拾い、野鳥保護を行い、環境保護に努めた。		
実施日時	7/6 9/14 12/11		
実施場所	爺神山周辺	従事人数	40人
		受益者数	不特定多数
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	登山者や地域住民が安全かつ自由に山を利用できるよう整備活動を行い、その取り組みを通じて持続可能な里山づくりと地域の活性化を目指す事業です。		
決算額	収入額	92,000円	支出額 92,000円
	内訳 受取交付金	92,000円	内訳 諸謝金 27,000円
			消耗備品費 65,000円

自主事業 7

事業名	コウノトリを守る会			
事業目的	岩瀬池周辺の環境改善活動を通じて、「コウノトリを育む環境を持った地域」であることに誇りを持ってもらうことを目的とする。			
事業内容	関係者諸事情により今年度はコウノトリの見守りを実施。			
実施日時	通年			
実施場所	岩瀬池周辺	従事人数	16人	
		受益者数		
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
本事業の評価	自然環境とコウノトリを見守る活動ができる事業です。			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳	0円

自主事業 8

事業名	たかせ夏まつり			
事業目的	高瀬町の夏まつりを継承し、住民の親睦と地域振興を図るとともに、若手へ運営ノウハウを継承し人材育成を行う事業です。			
事業内容	高瀬町内の小学校・中学校・高校の児童生徒や一般市民による踊りに加え、吹奏楽や多彩なパフォーマンスが路上の特設ステージで披露された。さらに、キッチンカーやマルシェによる飲食ブース、子ども向けの段ボール迷路も設置し、世代を問わず楽しめる交流の場として開催した。			
実施日時	打合せ会 3/12～8/23まで毎月1～2回開催 実施日 8/24			
実施場所	三豊市役所周辺	従事人数	60人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
本事業の評価	暑い日中の開催にもかかわらず、たくさんの方にお越しいただきました。今後も地域住民の交流の場として必要な事業です。			
決算額	収入額	2,238,893円	支出額	2,238,893円
	内訳 受取交付金	814,143円	内訳 諸謝金	85,000円
	寄付金収入	1,310,000円	会議費	4,800円
	事業収益	114,750円	消耗品費	225,927円
			食糧費	107,377円
			印刷製本費	27,950円
			通信運搬費	39,645円
			広告宣伝費	104,997円
			保険料	51,520円
			業務委託費	1,378,077円
			リース料	209,000円
			租税公課費	4,600円

自主事業 9

事業名	高瀬茶発祥の地整備			
事業目的	お茶の木による茶文字周辺を整備し、訪れる方々に美しい茶畑の景観を楽しんでいただくことを目的としています。			
事業内容	石ヶ谷地区の茶畑の整備・その周辺の雑木雑草の除去			
実施日時	通年			
実施場所	二ノ宮地区高瀬茶発祥の地周辺	従事人数	15人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
本事業の評価	年間を通しての環境整備が継続してできている事業です。			
決算額	収入額	99,784円	支出額	99,784円
	内訳 受取交付金	99,784円	内訳 諸謝金	29,000円
			会議費	3,282円
			消耗品費	64,022円
			車両燃料費	480円
			業務委託費	3,000円

自主事業 10

事業名	竹林再生			
事業目的	高瀬町にもある竹の可能性をもっと地域の皆さんに知ってもらい活用していただく。竹を防災対策としても活用できることを実感していただく。			
事業内容	竹灯りで今まで交流があった地域や団体と協力しながら、新しいものを作り出していく。 1) 竹灯りに関しては竹の魅力を発見してもらうワークショップの開催。 2) 竹藪の整備をすることによって土砂災害や鳥獣被害から守る事を学ぶ。 3) リサイクルへの取り組みとして、竹を切り、灯りをともして目を楽しませ、竹でお箸を作り不要な物は竹炭にして竹林や花壇に返し土を再生する。			
実施日時	4/13 4/19 4/26 5/1 5/2 5/3			
実施場所	高瀬町内	従事人数	20人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
本事業の評価	竹の魅力や竹の可能性を伝えることができる事業です。			
決算額	収入額	100,118円	支出額	100,118円
	内訳 受取交付金	100,118円	内訳 諸謝金	37,000円
			消耗品費	43,413円
			印刷製本費	4,705円
			保険料	2,000円
			賃借料	9,000円
			租税公課費	4,000円

3 総会、理事会、役員会の開催状況

(総 会)

会 議 名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会
開 催 日 時	令和7年4月25日（金）19：00～ 出席状況 出席者26名 委任状14名
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度事業報告並びに収支予算の承認について 第3号議案 令和7年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について 第4号議案 令和7年度役員について 第5号議案 役員報償費について

(理 事 会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会	
開催日時	令和7年4月18日（金）19：00～20：10	出席状況 理事11人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 令和7年度理事会について 第2号議案 令和7年度総会資料の確認について	
会 議 名	第2回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会	
開催日時	令和7年6月20日（金）19：00～19：50	出席状況 理事12人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 視察研修について 第3号議案 自主事業の交付金について 第4号議案 まちづくり推進隊高瀬について 第5号議案 芋つるさしについて	
会 議 名	第3回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会	
開催日時	令和7年7月18日（金）19：00～20：00	出席状況 理事10人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 視察研修について 第3号議案 自主事業半期報告について 第4号議案 たかせ夏まつりボランティアスタッフについて 第5号議案 まちづくり推進隊高瀬の縮小について	
会 議 名	第4回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会	
開催日時	令和7年9月19日（金）19：00～19：35	出席状況 理事10人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 視察研修について 第3号議案 自主事業半期報告会について	
会 議 名	第5回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会	
開催日時	令和7年10月17日（金）20：00～20：50	出席状況 理事13人監事-人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 自主事業の予算変更について 第3号議案 自主事業の終了時期について	

会 議 名	第6回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和7年11月21日（金）19：45～20：30	出席状況	理事11人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 会員の整理について 第3号議案 臨時・通常総会について 第4号議案 さつま芋収穫体験について		
会 議 名	第7回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和7年12月19日（金）19：00～19：35	出席状況	理事11人監事-人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 会員の整理について 第3号議案 自主事業の諸謝金について 第4号議案 事務局運営費の不足について 第5号議案 臨時総会について		
会 議 名	第8回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和8年1月16日（金）19：00～20：00	出席状況	理事10人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 会員の継続か退会のハガキ発送について 第3号議案 定款変更について		
会 議 名	第9回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和8年2月20日（金）20：00～20：30	出席状況	理事12人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 備品の譲渡について 第3号議案 令和8年度補助金の管理費について 第4号議案 令和8年度総会について		
会 議 名	第10回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和8年3月27日（金）19：00～19：40	出席状況	理事11人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和8年度理事の選任について 第3号議案 ホームページ閉鎖について 第4号議案 規程について		

決算監査報告書

団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 芳重 博文 様

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 8 年 4 月 18 日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監事 岡原 良二 

監事 大前 裕也 

決 算 報 告 書

第 14 期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1,310,000

【受取助成金等】

受取負担金 96,500

受取交付金 10,964,000 11,060,500

【事業収益】

事業収益 2,496,357

【その他収益】

受取利息 4,967

経常収益計 14,871,824

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,617,680

諸謝金(事業) 830,782

印刷製本費(事業) 55,310

会議費(事業) 31,046

旅費交通費(事業) 312,331

車両燃料費(事業) 9,140

通信運搬費(事業) 153,086

消耗備品費(事業) 78,764

消耗品費(事業) 646,382

食糧費(事業) 128,409

水道光熱費(事業) 166,791

賃借料(事業) 79,000

リース料(事業) 289,080

減価償却費(事業) 147,636

原材料費(事業) 765,324

保険料(事業) 91,580

租税公課(事業) 85,150

支払手数料(事業) 43,600

支払助成金(事業) 700,000

広告宣伝費(事業) 104,997

その他経費計 6,335,088

事業費計 6,335,088

【管理費】

(人件費)

給料手当 6,687,130

役員報酬 478,865

役員議事報償費 77,000

法定福利費 568,621

人件費計 7,811,416

(その他経費)

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

印刷製本費	79,059	
会 議 費	3,240	
車両燃料費	71,331	
通信運搬費	232,317	
消耗品 費	21,017	
賃 借 料	72,100	
減価償却費	320,585	
保 險 料	176,127	
諸 公 費	13,000	
リース 料	187,880	
租税・公課	1,200	
業務委託料	94,800	
その他経費計	1,272,656	
管理費 計		9,084,072
経常費用 計		16,419,160
当期経常増減額		△547,336
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△547,336
当期正味財産増減額		△547,336
前期繰越正味財産額		3,643,342
次期繰越正味財産額		3,096,006

貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

〔税込〕（単位：円）
令和 8年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		預り金（社会保険料）	62,923
普通預金	310,333	流動負債計	62,923
現金・預金計	310,333	負債合計	62,923
流動資産合計	310,333	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
（有形固定資産）		前期繰越正味財産額	3,643,342
建 物	2,002,985	当期正味財産増減額	△547,336
構 築 物	775,733	正味財産計	3,096,006
機械及び装置	5	正味財産合計	3,096,006
什器 備品	69,873		
有形固定資産計	2,848,596		
固定資産合計	2,848,596		
資産合計	3,158,929	負債及び正味財産合計	3,158,929

財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
令和8年3月31日現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通預金 310,333

現金・預金計 310,333

流動資産合計 310,333

【固定資産】

(有形固定資産)

建物 2,002,985

構築物 775,733

機械及び装置 5

什器備品 69,873

有形固定資産計 2,848,596

固定資産合計 2,848,596

資産の部合計 3,158,929

《負債の部》

【流動負債】

預り金(社会保険料) 62,923

流動負債計 62,923

負債の部合計 62,923

正味財産 3,096,006

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

〔税込〕 (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1,310,000

【受取助成金等】

受取負担金 96,500

受取交付金 10,964,000

【事業収益】

事業 収益 2,496,357

【その他収益】

受取 利息 4,967

経常収益 計

14,871,824

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,617,680

諸 謝 金(事業) 830,782

印刷製本費(事業) 55,310

会 議 費(事業) 31,016

旅費交通費(事業) 312,331

車両燃料費(事業) 9,140

通信運搬費(事業) 153,086

消耗備品費(事業) 78,764

消耗品 費(事業) 645,382

食 糧 費(事業) 128,409

水道光熱費(事業) 166,791

貸 借 料(事業) 79,000

リース料(事業) 289,080

減価償却費(事業) 147,636

原材料費(事業) 765,324

保 険 料(事業) 91,580

租税 公課(事業) 85,150

支払手数料(事業) 43,600

支払助成金(事業) 700,000

広告宣伝費(事業) 104,997

その他経費計

6,335,088

事業費 計

6,335,088

【管理費】

(人件費)

給料 手当 6,687,130

役員 報酬 478,665

役員義事報償費 77,000

法定福利費 568,621

人件費計

7,811,416

(その他経費)

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

〔税込〕（単位：円）

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日

印刷製本費	79,059	
会議費	3,240	
車両燃料費	71,331	
通信運搬費	232,317	
消耗品費	21,017	
賃借料	72,100	
減価償却費	320,585	
保険料	176,127	
諸会費	13,000	
リース料	187,880	
租税公課	1,200	
業務委託料	94,800	
その他経費計	1,272,656	
管理費計		9,084,072
経常費用計		15,419,160
当期経常増減額		△547,336
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△547,336
当期正味財産増減額		△547,336
前期繰越正味財産額		3,643,342
次期繰越正味財産額		3,096,006

年間役員名簿
(令和7年4月1日～令和7年4月25日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和7年4月1日～ 令和8年4月25日	令和7年4月1日～ 令和8年4月25日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和7年4月1日～ 令和8年4月25日	令和7年4月1日～ 令和8年4月25日
理事	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無
監事	片山 睦士	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無

年間役員名簿
(令和7年4月26日～令和7年9月30日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日
副理事長	片山 睦士	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日
理事	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和7年4月26日～ 令和7年9月30日	無
監事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和6年4月26日～ 令和7年3月31日	無

年間役員名簿
(令和7年10月1日～令和8年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
副理事長	片山 睦士	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
理事	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無
監事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、本法人の目的達成のために必要な事業の実施及び法人の運営に充てるものとする。

3 年会費の使途については、事業報告書及び活動計算書により毎事業年度終了後に会員に報告するものとする。

4 年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(5) 継続して1年以上会費を滞納し、かつ、催告したにもかかわらず相当の期間内に納入しないとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上9人以内

(2) 監事2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。

6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

7 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を希望しない一般会員に対しては、書面により通知することができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに発しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を希望しない理事に対しては、書面により通知することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 54 条 この法人の主な活動区域は、香川県三豊市内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知己
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子

理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一
同	豊島 夕起子
同	宮崎 史郎
同	松本 鐵也
同	小野 秀樹
同	近藤 光子
監事	川江 秀樹
同	鴨田 郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。